# 令和2年度宮城県国民健康保険運営協議会(第2回)会議録

●日 時:令和2年12月18日(金)午前10時00から午前11時05分まで

●場 所:宮城県行政庁舎11階第二会議室

●出席委員: 9名(小坂委員(会長), 鹿野委員, 佐藤(幸)委員, 板橋委員, 佐藤(勝)委員,

加茂委員,村田委員 (Web),成田委員,藤代委員 (Web))

※Web: Web 会議システムより出席

※欠席:丹野委員,木下委員

●事務局:保健福祉部(伊藤部長,柴田国保医療課長)

### 1 開会

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

林副参事

私は、本日司会を務めます宮城県保健福祉部国保医療課課長補佐の林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

只今から、「令和2年度宮城県国民健康保険運営協議会(第2回)」を開会いたします。

本日の協議会は、情報公開条例第19条の規定に基づき、「公開」となっております。また、協議会の議事録につきましては、後日、委員の皆様に御確認いただいた後、県国保医療課のホームページにて公開いたしますので、御了承をお願い申し上げます。

なお、本協議会の傍聴につきましては、お手元に配布の参考資料1「傍聴要領」 に従いますようお願いいたします。

続きまして、委員の皆様の出席状況を御報告いたします。

本協議会の委員は11名でございます。本日は、現在8名の委員の皆様に御出席いただいております。加茂委員につきましても出席と御連絡をいただいておりますが、若干遅れているようでございます。

過半数の委員の方に御出席いただいておりますので、国民健康保険運営協議会条例第4条第2項の規定に基づき、本協議会が成立しておりますことを御報告いたします。

2 あいさつ

林副参事

続きまして宮城県保健福祉部長の伊藤より挨拶を申し上げます。

伊藤部長

(挨 拶)

林副参事

それでは、これからの進行につきましては、小坂会長にお願いいたします。

●署名委員指名

小坂会長

会長の小坂でございます。Webでの参加の委員の皆さん聞こえていますでしょうか。

村田委員(Web)

はい。聞こえます。

### 藤代委員(Web)

はい。聞こえます。

# 小坂会長

ありがとうございます。まず宮城県国民健康保険運営協議会運営要綱第5条第2項に定める会議録の署名委員を定めたいと思います。

本日の会議録署名委員として,加茂雅行委員を指名したいと思いますが,よろしいでしょうか。

はいありがとうございます。それでは加茂委員と会長の私が議事録に署名することにいたします。

### 3 諮問

小坂会長

それでは次第3の諮問に移ります。事務局からお願いいたします。

柴田課長

はい、ただいまから諮問書をお渡しします。

恐れ入りますが小坂会長には座席の後方にて御起立をお願いしたいと思います。 伊藤部長よろしくお願いいたします。

伊藤部長

第2期宮城県国民健康保険運営方針の策定について (諮問)。

このことについて、国民健康保険法第82条の2の規定により策定するため、諮問します。

柴田課長

ありがとうございました。次第3の諮問につきましては以上でございます。 それでは小坂会長に引き続き進行をよろしくお願いいたします。

# 4 議題

小坂会長

はい。それでは次第4の議題に移ります。

(1) We b会議システムを利用した会議への出席について、事務局から説明をお願いいたします。

柴田課長

(資料2により説明)

小坂会長

ありがとうございました。非常に貴重な意見を前回の運営協議会で出していただきましてありがとうございました。委員の皆様、事務局から示された案でよろしいでしょうか。

(異議なし)

小坂会長

今回の事務局案は非常に大事なことだと思います。私もWeb会議で発言した際には、途中で音声が途切れたりしたこともありましたし、Web会議システムは、途中で音声が途切れることは、起こりうるため、柔軟な対応をしていただきありがとうございました。

それでは、続きまして(2)第2期宮城県国民健康保険運営方針の策定について、 事務局から説明をお願いいたします。 柴田課長

(資料3-1から資料3-4により説明)

小坂会長

ありがとうございました。前回の協議会で委員の皆様からいただいた御意見、パブリックコメント、市町村からの意見が寄せられていますので、各委員におかれましたては、それらを御確認のうえ、質問や意見などがありましたら、よろしくお願いします。

はい。佐藤(勝)委員お願いします。

佐藤 (勝) 委員

前回の協議会でお話した意見に対して対応していただき,ありがとうございました。1点だけ気になったところがございますので、お伺いしたいと思います。

資料3-3の24ページの(8)受診の適正化に係る県民に対する意識啓発の部分でございます。不要不急の受診を抑制するという文言ですが、趣旨としては伝わりますが、新型コロナウイルスにおける歯科診療の不要不急の診療抑制問題など、マスコミが周知したことに対して、この不要不急の判断が患者さんの独善的な判断により、逆にトラブルになっている例も散見されました。不要不急という言葉は非常に重要だと思うのですが、その不要不急の判断が先ほどお話したように、一般市民の独善的な判断での不要不急なのか、それとも専門医が判断する不要不急なのかという部分で、その内容にかなり差が出てくることを懸念しております。そのあたりを網羅できるような文言に変えていただけないかとお願いしたいところでございます。

小坂会長

ありがとうございました。この件について板橋委員もこの不要不急受診抑制という文言に関して何かコメントありますか。

板橋委員

この言葉は、分かったようで分からない言葉なんですよね。マスコミも大臣も不要不急と言いますが、何をもって不要で、何をもって不急なのかというのは、定義が難しいです。個人によっても違う場合がありますし、専門医によってもまた違う場合もありますので、言葉として定義するのは難しいと思います。

しかしながら、漠然とした表現でも仕方ない面もあると思います。不要不急の定義は、実際にそのような時にならないと一般の方は分からないと思いますので、不要不急という文言のままにしていても良いと思います。

もし定義を決めるという事であれば、専門家などの議論を経たうえで定義しないといけないと思います。定義に合わないから受診しないまま病状が悪化したなどが起こっても困ることになります。そういう面では、診察させていただく側が、ある程度の許容範囲を持ってないといけないと思います。言葉では不要不急と一生懸命言ってほしいと思いますが、少なくとも頭の片隅に入れておいてもらい、その後は、ご本人の判断に任せるというところになるのではないかと思います。

小坂会長

不要不急という文言の件ついて,他の委員の皆様はいかがですか。このままの文言で良いのか,それとも何か他に適切な言葉があるかなど,各委員の皆様から何かございますでしょうか。

村田委員は何かありますでしょうか。不要不急の受診についていかがでしょうか。

村田委員(Web)

不要不急の受診については、判断は難しいので、それぞれの方の判断に任せるしかないと思います。

小坂会長

文言についてはどうしましょうか。鹿野委員はどうですか。

鹿野委員

文言についてはなかなか良い文言が見つかりません。最近、親戚が熱を出してしまい、主治医に電話をしたら受診を断られたとのことでした。そこで他の病院にも何ヶ所か連絡しましたが、全ての病院に受診を断られ、主治医に再度電話してようやく受診していただくことができました。結局は腎盂炎の熱だったそうです。

私達一般人は、熱が出れば普通に病院に連絡すると思います。不要不急についての判断は難しいところがありますが、私としては、当時の親戚の件について不要不急ではなかったと思います。新型コロナウイルス感染症のまん延による時節とはいえ、体調が悪くて発熱しているのに、主治医にまで断られるとは思わなかったという話がありました。

小坂会長

例えば,不要不急ではなく不必要という文言では難しいでしょうか。もし変える としたら何か適切な言葉はありますでしょうか。

佐藤 (勝) 委員

確かに板橋委員が仰ったように、この言葉をどうとらえるかという部分については曖昧であるため有効という部分も確かにあるかと思います。ただし、先ほどもお話したように、不要不急の判断が、専門医によっても異なることもあるかもしれませんし、どのように定義するかというのは極めて難しいのですが、独善的な判断で不要不急というものを判断してしまうことの危険性というところを少し懸念しているところでございます。表現は難しいのですが、「独善的な判断」や「勝手な判断」にならないような文言にしていただけると、少し安全かなと思ったところです。そのような文言が難しいのであれば、今お話した背景の部分を念頭に置いていただけるのであれば、不要不急という文言でもそれは致し方ないと思うところもございます。

小坂会長

ありがとうございました。事務局はどうお考えでしょうか。

柴田課長

前回の協議会で、委員の方からいただいた御意見で、例えば時間外や休日受診のお話などもあったかと思います。ただし、時間外や休日に受診するのが不要不急かとは簡単には言えない部分があります。例えば時間外受診という文言を入れるという方法もあるかもしれませんが、ただし、それが先ほど佐藤(勝)委員が仰った独善的な判断によると直接的には表現できない部分もありますので、事務局としては悩ましいところでございます。

成田委員

もしその時間外受診や休日受診という部分を入れるのであれば、健保連の立場からも被用者保険の立場からも医療費適正化のという観点でぜひ入れてほしいところですが、時間外受診や休日受診を入れるのであれば、急病時以外の時間外受診、休日受診など、いわゆるコンビニ受診などとも言ったりしますが、そのような表現

もありなのではないかと思いました。

小坂会長

藤代委員お願いします。

藤代委員(Web)

例えば、その「時間外に」の部分を入れるということで、安易な時間外受診等などの表現にした場合、その安易というのがまた、何が安易なのかという問題にもなりますので、やはり不要不急という言葉を前提にそれぞれの判断ということにするしかないと思います。

また、保険者と連携しながら意識を高めるという事業をしていきたいと思います ので、その中で詳細を丁寧に説明するということで、実態としてはそのまま不要不 急という文言で全部網羅されるのかなと思います。

小坂会長

どうもありがとうございました。

確かにたくさん書けば書くほど分かりにくくなってしまうので、不要不急という文 言のままでいかがでしょうか。

板橋委員

少しポイントがずれるかもしれませんが、今問題になっているのは、新型コロナ ウイルス感染拡大の関係で、むしろ受診を控えすぎて体調が悪化してから受診する 人がいる方が問題になっています。そこにこの不要不急の受診の抑制という文章が そのままだとすると、本当にこの文章が妥当なのか?と感じる一方で、コロナが流 行する前から先ほどお話のあったコンビニ受診のように、わざわざ空いている時間 に、受診する必要のない疾患や症状の人が受診するというのが問題になったり、こ の兼ね合いがあるため非常に難しいという面があると思います。しかしながら、こ れは医者としての立場からすればそんな時間に受診されるのは困るので、迷惑な話 ではありますが、患者を診察するのが私達医者の仕事ですから、むしろ受診を控え られる方が困ります。受診を控えられて体調が悪化してから受診された方がもっと 大変です。今は新型コロナウイルスの問題で受診を控える時期ですが、新型コロナ ウイルスが終息してからも本当にこの文章で良いのかと言われるとちょっと難し いです。そのことも踏まえて、文章を作るとすれば、不要不急という文言でも良い のではないかと思います。ただし、3年に1回の運営方針の見直しの時にまた状況 が変わると思いますので、その時はこの文章をどうするか再度検討すれば良いので はないかと思いました。

小坂会長

ありがとうございます。それではこのままの文言のままにするか、あるいは抑制するなど文言を削除して、受診の適正化についてとするかくらいかと思ったところですが、受診の適正化と言っても若干分かりにくい部分が残っているので、他に文言なければこのままの文言ということになるかと思いますが、いかがでしょうか。加茂委員どうでしょうか。

加茂委員

すごく悩ましいところだと思いますので、可能であればですが、例えば24頁の3行目の県民の意識を高めるという部分が非常に漠然としてるので、例えば、県民の適正な判断に資するなどの形で、県民が判断できるような材料などを与えるような形で後半の部分を少し修正すれば何となく前半も生かせると思いました。

小坂会長

佐藤(勝)委員お願いします。

佐藤 (勝) 委員

不要不急の概念については、おおよそ理解できましたし、難しいことも理解できました。そこで、県は各保険者のところに、各医療機関や保険者とという形で医療機関との連携という文言を入れることで、この不要不急の定義も啓発できるようになるのではないかと思いますので、そのようなところを落としどころにするのはいかがでしょうか。

小坂会長

ありがとうございました。事務局として今の佐藤勝委員の意見ではいかがですか。

柴田課長

事務局としては結構でございます。

小坂会長

はい。今の佐藤勝委員の御意見を参考にして県は医療機関や各保険者とも連携しながらというところで、医療機関を入れるというところでいかがでしょうか。 よろしいでしょうか。

はい。どうもありがとうございました。それ以外でこの答申について御意見ありますでしょうか。

佐藤幸栄委員どうでしょうか。

佐藤 (幸) 委員

前回の協議会で保健指導の部分で、意見を述べさせていただいたところですが、 今回メタボリックシンドローム該当者及び予備群割合の状況やスマートみやぎ健 民会議の中にもメタボリックシンドロームの部分を含めた形で、推進することが記 載されていたので、記載を加えていただきありがとうございました。

小坂会長

ありがとうございました。他にWebでの参加の委員もよろしいでしょうか。 村田委員お願いします。

村田委員

27頁の国保運営方針の見直しについてですが、前回の案では、3年ごとの見直 しをする記載があったのですが、今回の案では、この見直しの記載がなくなってい るのですが、なぜ、記載をなくしてしまったのでしょうか。

小坂会長

ありがとうございます。事務局の方からこれについて説明できますでしょうか。

柴田課長

3年ごとの見直しという部分に関しましては、1頁の第1章 基本的な事項の4の部分に検証見直しという項目がございましてこの中で、県が国民健康保険事業の広域的効率的な運営に向けた取り組みを継続的に改善するために、最終年度までに本方針の評価・検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを3年ごとに行うということで、9章から1章に移動しているところでございます。

村田委員

はい。わかりました。

小坂会長

ありがとうございます。その他御意見等ございますでしょうか。 成田委員お願いします。

成田委員

特に内容に異論はありません。数字の記載の部分を修正した方がよろしいのではないかと思い見ていたところですが、運営方針案3頁の表1と図2ですが、表1の中の国保被保険者の総数Bの65歳から74歳の構成比が44.7%になっていまして、図2のグラフでは、平成30年の65歳から74歳部分は44.8%になってます。おそらく四捨五入の関係で数字が異なってしまったのかなと思いますが、その点については修正していただいた方がよいと思いますので、よろしくお願いします。

柴田課長

わかりました。

小坂会長

細かいところまで見ていただきありがとうございます。

それでは他にないようですのでこれに関する審議は終わりにさせていただき,今 回指摘のあった2点を修正して承認という形にしたいと思いますが,よろしいでしょうか。

5 報告

小坂会長

はい。どうもありがとうございました。続きまして次第5の報告に移ります。

(1)宮城県国民健康保険特別会計について事務局より説明をお願いいたします。

柴田課長

(資料4-1から資料4-2により説明)

小坂会長

どうもありがとうございました。思ったほどの受診抑制については、短期間で済んでいるものと思ってます。この当たりは診療側の委員の皆様はイメージ的にあったのでしょうか。

佐藤勝委員どうですか。

佐藤勝委員

私の方で把握しているのは歯科だけなのですが、歯科についてはやはり受診の抑制がありました。マスコミの影響もあったのだろうと思いますが、例の不要不急という言葉に現場がかなり反応しまして、患者さんがかなり少なくなったという時期がございました。具体的には歯科の国保の件数が後期高齢も含めておよそ14・15万件くらいになるのですが、それが1番下がった時に11万件ぐらいまで。10万件そこそこくらいまで1回下がってしまったものが、現時点では、14万件前後ぐらいまで戻ってきているという状況でございます。この14万件前後というものが、本来の基準からすると適正で完全に戻ったのかどうかという部分については、少し疑問でありますが、支払基金の歯科の方ですと17・18万件くらいが標準的ですが、現在は20万件以上になっておりますので、総数で見たとき歯科全体での受診件数というものは増加傾向にあるという判断ができるかもしれません。

小坂会長

どうもありがとうございました。板橋委員、何かコメントありますでしょうか。

# 板橋委員

この変化を見ると今まで言われているとおりのような動きだと感じます。ただこれから先2022・2023年度からまずは後期高齢者の負担分が変わります。それとあるいは、コロナの時期で皆さん御存知だと思うのですが、小児科と耳鼻科が非常に打撃を受けました。それに対する臨時的な処置として、今月の15日から幼少に関する感染対策をした上ですべて再診料から初診料まで100点上積みするという動きがあるので少し出入りが出るかもしれないですけれども、およその動きとしては、世間で言われてるように何月と何月に下がった、だんだん持ち直したというような、そのままの傾向が表れているように思います。

小坂会長

加茂委員お願いします。

加茂委員

日本薬剤師会の4月,5月の処方せんの枚数の推移に関する調査で,2ヶ月くらいで10%前後の処方せんによる受診抑制は確認されております。板橋委員も仰ったように,今後,薬局の方にも若干ですけれども,そういった小児科耳鼻科に対する支援というものが,少し起こるようだと予測されておりますので,これが若干回復はすると思いますが,本質的にはこの5月,6月の少し落ちたあたりで今後推移していくのではないかと考えております。

小坂会長

ありがとうございました。他の委員よろしいでしょうか。

今日あたりから分科会のメンバーが「緊急事態宣言」という言葉を発し始めましたので、今後どうなるかというのは予測できない部分があるかと思いますが、ありがとうございました。

続いて(2)令和2年国民健康保険協議会・運営連携会議等の開催状況について、 事務局から説明をお願いいたします。

柴田課長

(資料5により説明)

小坂会長

ありがとうございました。日程について説明いただきましたが,各委員の皆様よろしいでしょうか。

よろしいですね。

6 その他

小坂会長

それでは次第6のその他に移ります。委員の皆様から何か審議事項等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。事務局から何かございましょうか。

柴田課長

事務局からは特にございません。

小坂会長

ありがとうございます。それでは本日予定していました議題及び報告はすべて終了しました。長時間の審議ありがとうございました。この後の進行については事務局にお願いいたします。

7 閉会

林副参事	委員の皆様,長時間の御審議大変お疲れ様でございました。
	以上をもちまして,令和2年度第2回宮城県国民健康保険運営協議会を閉会いた
	します。
	どうもありがとうございました。
	【終了】

 会長署名
 印

 会議録署名委員署名
 印